

令和7年度地共済人間ドック事業実施要領

1. 目 的

本事業は、地方職員共済組合沖縄県支部（以下「地共済」という。）の保健事業の一環として、地共済組合員及び被扶養配偶者の生活習慣病対策を積極的に行い、当該組合員及び被扶養配偶者の健康維持及び増進を図るとともに、公務の能率向上並びに医療費増嵩の抑制に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 本事業の実施主体は地共済とする。
- (2) 地共済組合員に係る定期健康診断項目は、沖縄県から地共済に業務委託する。

3. 受診対象者

令和7年4月1日時点で組合員の資格があり、4月1日時点の年齢が以下に該当する者（任意継続組合員を除く）で、かつ、検査結果から特定保健指導の対象となった場合、年度内に特定保健指導を受けることについて同意する者（ただし、治療状況により除外となる場合がある）。

- (1) 地共済組合員・・・30歳、35歳、40歳以上
- (2) 地共済組合員の被扶養配偶者・・・40歳～74歳

4. 標準検査項目

定期健康診断項目、体脂肪率、胃検診、腹部超音波検査、肺活量検査等とする。

5. 費用負担

- (1) 地共済 上限 26,000円

ただし、地共済と各医療機関とで契約する人間ドック単価（標準検査項目に係る検査料金）が26,000円に満たない場合は当該契約金額までとする。

- (2) 組合員及び被扶養配偶者

地共済と各医療機関とで契約する人間ドック単価（標準検査項目に係る検査料金）に、各種オプション検査料金を加えた額から、上記(1)の額を控除した額

6. 受診期間（事業実施期間）

令和7年6月1日から9月30日まで

※台風などの自然災害による受診延期を除き、上記期間以外の受診は原則認めない。

7. 実施医療機関

実施医療機関は、地共済と人間ドックの業務委託契約を締結した医療機関とする。

8. 受診予約及び受診方法

- (1) 地共済は、電子申請サービスで受診希望者を募集する。（原則、全組合員が電子申請サービスで申請を行う。自宅等にもインターネット回線がなく、電子申請が出来ない場合のみ紙での申請を行う。）

- (2) 受診希望者は、実施医療機関に予約後、地共済人間ドック申込を行う。
- (3) 地共済は、申請を受理した受診希望者に対し「受診許可証」をメール又は文書等で送付する。
- (4) 受診許可を受けた者は、必ず受診時に「受診許可証」を医療機関に提示する。(紙またはスマートフォン等の画像でも可)
- (5) 受診許可を受けた者は、組合員等資格確認のため、次のいずれか1つを必ず受診時に医療機関に提示する。
 - ① 地共済組合証または地共済組合員被扶養者証（令和7年12月1日まで有効）
 - ② マイナポータルに登録した健康保険証の画面（スマートフォン等で画面を表示、PDFで保存した画面または印刷した紙媒体も可）
 - ③ 資格情報のお知らせ
 - ④ 資格確認書
- (6) 受診時に自己負担に要する費用を持参する。
- (7) 受診時に「受診許可証」を提示できない場合は「対象外」となり、全額自己負担となる。

9. 検査結果の通知等

- (1) 人間ドックの検査結果は、実施医療機関等から直接受診者に通知されるとともに、特定健康診査及び定期健康診断項目に係る電磁的記録等により地共済に提供される。
- (2) 人間ドックの検査結果を定期健康診断に代えるため、地共済は、定期健康診断項目を電磁的記録により沖縄県に提供する。なお、上記5(1)の額のうち6,200円を、組合員に係る定期健康診断費用として沖縄県負担とする。
- (3) 組合員が受診したオプション項目のうち、胃内視鏡検査、喀痰検査、子宮頸がん検査、乳がん検査（マンモ、エコー）、前立腺がん検査、脳検査については、受診した旨実施医療機関等から地共済に通知される。

10. 特定保健指導、健康管理指導

- (1) 地共済は、検査結果に基づいて特定保健指導対象者の特定保健指導を実施する。また、特定保健指導の対象者及び階層化判定結果を沖縄県と情報共有するものとする。
- (2) 沖縄県は、定期健康診断項目に係る検査結果に基づいて、必要に応じて保健指導（健康管理指導）を実施する。
- (3) 特定保健指導対象者は、特定保健指導を受けるものとする。当該年度期限内に特定保健指導を受けなかった場合は、翌年度の地共済人間ドック事業対象者として許可されない場合があるものとする。

11. 個人情報の保護

- (1) 本事業の実施に伴う個人情報の管理及び保護は、地方職員共済組合個人情報保護規程に基づいて行われるものとする。
- (2) 地共済人間ドックの受診を申し込んだ者は、本事業の実施に必要な個人情報が沖縄県、地共済及び各医療機関相互に提供されることに同意したものとする。また、検査結果がデータヘルス計画に基づき地共済が実施する保健事業に活用されることに同意したものとする。

12. 重複受診した場合の自己負担

- (1) 組合員は、地共済人間ドックと定期健康診断を重複受診してはならない。重複受診した場合は、地共済人間ドック費用は全額自己負担とする。
- (2) 被扶養配偶者は、地共済人間ドックと特定健康診査を重複受診してはならない。重複受診した場合は、地共済人間ドック費用は全額自己負担とする。

13. 組合員資格喪失後の受診及び遡って資格を喪失した場合の自己負担

- (1) 地共済人間ドック受診予約時に組合員及び被扶養配偶者であっても、受診時に資格を喪失した場合は助成の対象外となる。助成の対象外が判明した場合は、全額自己負担とする。
- (2) 被扶養配偶者は、被扶養者資格調査（検認）により、受診日以前の日付に遡って被扶養者資格を喪失した場合、地共済人間ドック費用は全額自己負担とする。

13. その他

地共済支部長は、この要領に定めるもののほか、地共済人間ドック事業の実施に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。